

学校法人修文学院 寄附行為 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第2章 目的及び事業 (設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ~ (2)、(4) (略)</p> <p>(3) <u>修文学院高等学校</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(略)</p> <p>令和4年3月3日変更届出 修文女子高等学校の校名変更に伴う寄附行為変更 (令和4年4月1日から施行する)</p>	<p>第2章 目的及び事業 (設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ~ (2)、(4) (略)</p> <p>(3) <u>修文女子高等学校</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p>